



ARC では現在、関西インターチームが中心となり、国連平和維持活動(PKO)要員による性的搾取・虐待(SEA)の問題について研究を進め、今後、なんらかのアクションを行っていかうとしています。SEAに関する実情を、3回に分けてレポートします。

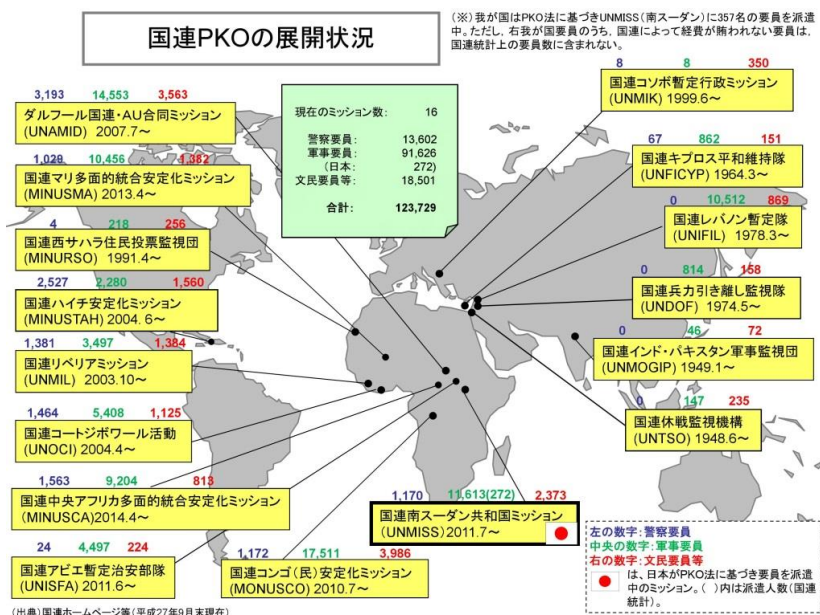
国連PKOによる性的搾取・虐待についての調査研究(1)

1. はじめに

PKO(Peacekeeping Operations)＝国連平和維持活動という言葉、皆さん一度は聞いたことがあるのではないのでしょうか？この活動は、「国際の平和及び安全の維持」を大きな柱に掲げる国際連合の主要な任務の一つであり、紛争地域における停戦・休戦の監視とその間の第三者による平和構築を目的として、第一次中東戦争(1948～49年)終結後に始まりました。今日では国家再建から元兵士の社会復帰に至る、平和構築を達成するための統合的なPKOが展開され、2015年3月

現在、16のPKOに120の国連加盟国から総勢12万5666人が携わっています。(資料1)しかし、その一方で、活動の大規模化、活動主体の多様化に伴い、様々な課題が浮き彫りとなってきました。現在ARCでは、こうした課題の一つである「PKO要員による性的搾取・虐待(Sexual Exploitation and Abuse: SEA)」の改善に向けて活動を行っています。これより3回にわたってお届けするレポートは、そうしたSEAに関する現状をまとめたものです。

<資料1>国連PKOの展開状況



(引用元: 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace/b/genba/pko.html>)

2. SEAとは何か

そもそもSEAとは一体何を指すのでしょうか？まず、国連は性的搾取(sexual exploitation)と性的虐待(sexual abuse)は、それぞれ異なる違反行為であると定義しています。すなわち、性的搾取とは「経済的、社会的、政治的な見返りを含む、不均衡な力関係を背景にした性的虐待またはその未遂」であり、性的虐待とは「暴力または脅迫による性的関係の強要」だと言うのです。

SEAの影響は大きく分けて2つあります。まず、紛争後の社会において既に身体的・精神的に傷ついている人々に対し、それがさらなる苦痛を与えるものであるということ。そして、そのような行為が

PKO受入国及び地域社会の、国連に対する信頼を傷つけるということです。そもそも、PKOが活動を展開する紛争後の地域は、脆弱な経済体制、機能不全に陥った法の支配に代表されるように、その地域の人々の「恐怖と欠乏からの自由」が損なわれている状況が前提にあり、SEAは要員と地域住民のこうした極めて不均衡な力関係を利用した行為であると言えるのです。

3. PKOにおけるSEAの具体的状況及び申立件数

次に、昨年度国連に対し申し立てがなされたSEAの件数及びその内訳について見ていきます。国連の統計によれば、2014年度は79

件の被害申し立てがなされました。PKO 要員の所属別にこれを分類すると、派遣国の軍事・警察要員によるものが 24 件 (31%)、国連職員によるものが 28 件 (35%)、そしてそれ以外の文民 (現地採用

の職員、国連ボランティア、警察官等) によるものが 27 件 (34%) でした。つまり、被害申し立てのうち 69%は文民によるものであると報告されているのです。(資料 2)

<資料 2>要員別の SEA 申し立て割合(2014 年)

	Military	Non-Military*	UN Agency Staff	Total
Personnel deployed in UN peacekeeping operations	87,538	31,253	No total #s of staff provided	Total cannot be calculated
'Allegations' by category**	24	27	28	79
Percentage of all 'allegations' of sexual exploitation and abuse by category of peacekeeping personnel	31%	34%	35%	100%

Sources: UN DPKO, Peacekeeping Fact Sheets / Conduct and Discipline Unit, Department of Field Support. Statistics

(引用元: CODE BLUE- A CAMPAIGN BY aids-free world

<http://www.codebluecampaign.com/fact-sheets-materials/2015/5/13/sexual-exploitation-and-abuse>)

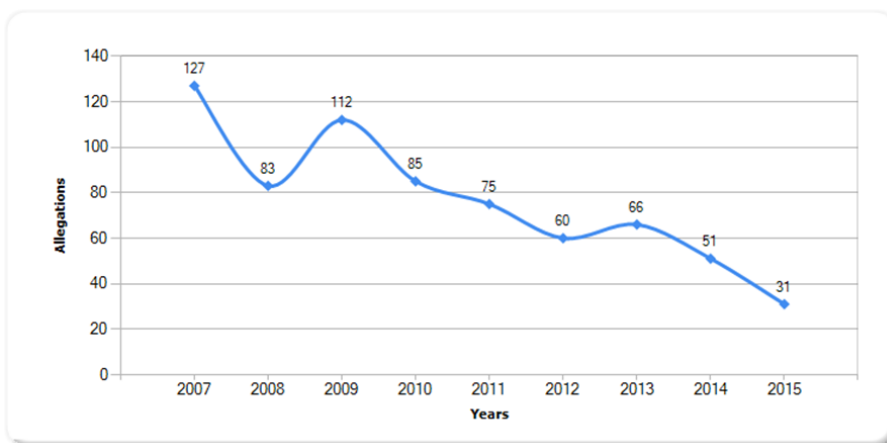
では、過去数年間における SEA の具体的な被害状況はいかなるもののでしょうか。例えば、2004 年には国連コンゴ監視団(MONUC)の要員が、卵や牛乳などの食料やわずかな現金と引き換えに、難民少女らに売春や性的関係を迫るなどの虐待を行い、2007 年には国連コートジボワール活動(UNOCI)において、モロッコ兵が地元少女たちに性的虐待や買春をしていた疑惑が浮上。更に、今年 2015 年に入っては、8 月、中央アフリカで PKO を展開する中央アフリカ多面的統合安定化ミッション(MINUSCA)のトップが、隊員による地元少女らへの SEA 申し立てが相次いでいることを理由に更迭されました。2015 年 10 月 7 日付の朝日新聞には、コンゴにおいて当時 17 歳の少女が PKO 要員と性的関係を結び妊娠したものの、その後、その要員が帰国したために音信不通となった姿が描かれています。

さて、SEA が行われる大きな背景には PKO 受入国に広がる貧困があります。しかし、いわゆる「取引の性交渉」が行われる理由はそれだけではありません。今年 5 月に国連より発表された報告書からは、都市部とその周辺に暮らす女性たちにとって、SEA が宝石やドレス、

香水、携帯電話、テレビなどを得るための手段とさえなっている実態が浮かび上がっています。(ただし、こうした女性たちの多くは、後述する要員による SEA を禁ずるルールや通報制度について知らないものと考えられます。)

PKO における SEA の申し立て件数自体は 2007 年の 127 件から減少傾向にあり、今年度は 8 月 31 日現在、31 件の SEA への申し立てが行われています。(資料 3) また、被害者の年齢に関しては、2008 年から 2013 年にかけて寄せられた 480 件の被害申告のうち 3 分の 1 以上が 18 歳以下でした。なお、被害申告が最も多いミッションはコンゴ、リベリア、ハイチ、南スーダン(終了したスーダンでのミッションも含む)の 4 つです。(資料 4) 確かに、過去 10 年間において PKO 総要員数が約 8 万人から 12 万人に増加していることに鑑みても、SEA の申し立て件数は減少していますが、多くの場合、SEA は報告がなされないと考えられるため、実際には申告は氷山の一角に過ぎないとの指摘もあります。

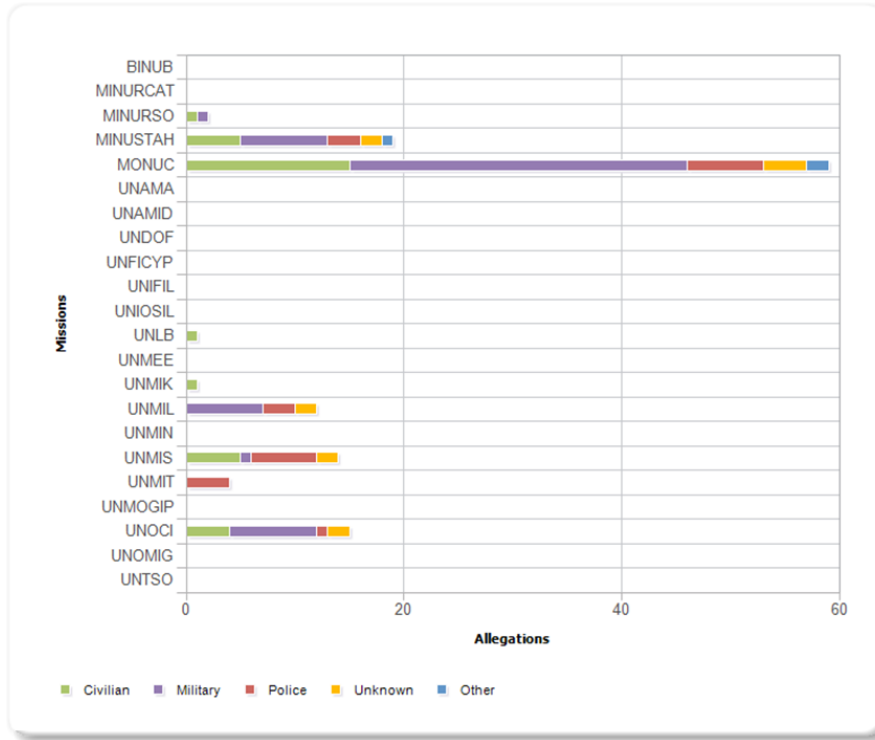
<資料 3>SEA の申し立て件数(2007 年-2015 年 8 月末)



(引用元: United Nations Conduct and Discipline Unit)

<https://cdu.unlb.org/Statistics/AllegationsbyCategoryofPersonnelSexualExploitationandAbuse/AllegationsforAllCategoriesofPersonnelPerYearSexualExploitationandAbuse.aspx>

<資料4> ミッション別申し立て件数(2007年-2015年8月末)



(注) MINUSTAH: 国連ハイチ安定化ミッション/MONUC: 国連コンゴ民主共和国ミッション/ UNMIL: 国連リベリアミッション/UNMIS: 国連南スーダンミッション(引用元: United Nations Conduct and Discipline Unit)

<https://cdu.unlb.org/Statistics/AllegationsbyCategoryofPersonnelSexualExploitationandAbuse/AllegationsforAllCategoriesofPersonnelPerYearSexualExploitationandAbuse.aspx>

では、過小申告の背景には何があるのでしょうか。一つには国連による要員へのコンドームの配布と、エイズに関するカウンセリング及び検査の実施が挙げられます。(資料5) これは、要員によるSEAに関し、ほんの小さな違反であったとしても必ず処罰を行うという国連

の方針 (zero-tolerance 政策) と、ある意味では矛盾するものです。こうした対応が、PKO 要員と現地住民との間に性的関係が結ばれることが恒常化する温床となっています。

<資料5> PKO におけるコンドームの配布数と、カウンセリング・検査利用件数

Table 6
Condom distribution and use of voluntary counselling and confidential testing (VCCT) for HIV in selected peacekeeping missions

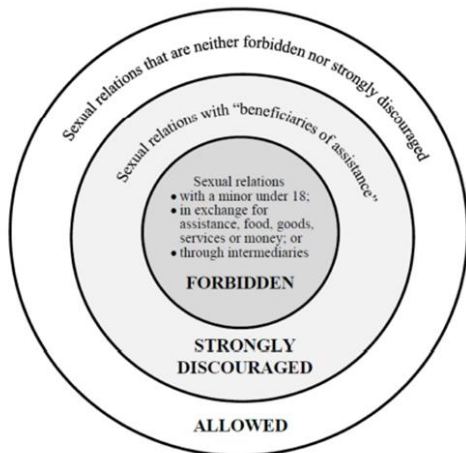
Mission/years	Condoms distributed (Number)	Personnel using VCCT (Number)
UNMIL (2008-2013)	1,671,361	30,625
MINUSTAH (2008-2013)	1,985,386	12,090
UNAMID (2009-2013)	1,704,090	9,995
MONUSCO (2012-2013)	1,694,694	830
UNMISS (2008-2013)	1,009,553	37,310
UNIFIL	1,003,729	5,124
UNOCI (2008-2013)	328,431	3,743
UNDOF	150,000	2
UNMIK	39,946	33

(引用元: OIOS)

また、要員の行為がSEAであるか否かに関し、明確な基準が存在していない点も見逃せません。国連は、2003年に職員によるSEA防止のため、「性的搾取・虐待からの保護手段に関する事務総長告示」(ST/SGB/2003/13)を採択し、PKOにおける現地住民との性的関係を3つに分類しました。(資料6) しかしながら、そこに明確な判別基準は存在せず、その判断は要員個人に委ねられているのが現状です。

なお、この告示においては、①子ども(18歳未満)との性行為の禁止、②性行為のために金銭、雇用機会、物品、支援等の取引を行うことの禁止、③子どもや大人を使用して他人へ性的サービスを提供することの禁止、④支援の対象者と性的関係を持つことは強く不奨励とする、という4つの規定が設けられました。

<資料6> 性的関係の3分類



(引用元: OIOS)

害者自身が申し立てを避けるという実態もあります。これには大きく4つの理由が指摘されています。すなわち、①仮に被害者が申し立てを行った場合、その家族や所属するコミュニティから汚名を浴びせられ、追放される可能性がある。②場合によっては武装した要員自身から報復を受ける可能性がある。③PKOが行われる国では多くの場合、法の支配が崩壊しているかあるいは十分に機能していないため、被害者自身が自国の統治機構を信頼していない。そして、④申し立てによって失われる経済的利益のほうが大きい、つまり、売春を行わなければ生き残れないという背景があるのです。

<次回予告>

第1回目のレポートはいかがでしたでしょうか？今回は、こうしたPKO要員によるSEAに対し、国連・派遣国がどのような処罰を行っているのか、そしてその課題とは何かについてご紹介します。

以上は、要員側から見た過小申告の背景ですが、一方ではSEA被

<執筆者紹介> 吉成哲平 ARC 関西インターン



大阪大学人間科学部グローバル人間学科2年の吉成哲平（よしなりてっぺい）と申します。紛争後の平和構築に関心があり、今年7月よりARCの学生インターンとして活動しています。「何を勉強しているの？」と聞かれることも多い私の学部ですが、今は社会学や文化人類学をかじっている最中です。所属しているサークルは写真部で、週末は街や自然の中を歩きつつ写真を撮ることも多いです。出身は東京。大阪での暮らしにもだいぶ慣れました。

ARC 関西インターンチームでは現在、SEA 問題の調査研究と発信に取り組むインターンを募集しています。詳細は ARC のホームページをご覧ください！ご連絡をお待ちしております！

アフリカ平和再建委員会

Africa Reconciliation Committee: ARC-JAPAN

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-6-1 四谷サンハイツ511 Tel./Fax: 03-3351-0892

E-mail: headoffice@arc-japan.org ホームページ <http://www.arc-japan.org>



ツイッター始めました！アフリカの紛争と平和に関するイベントや情報の発信をしています！
@ArcJapanNews どんどんフォローしてください！



フェイスブック始めました！日ごろのARCの活動内容や、アフリカに関連するイベントや情報の発信をしています！
【ARCページ】 <http://www.facebook.com/ARCJAPAN>このページに「いいね！」、「シェア」をお願いします。